

相続時預貯金口座照会※をご希望の際は、「相続時預貯金口座照会利用規定」及び以下内容をご確認いただき、ご同意の上お申し込みください。

※預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律ほか関係法令に基づく相続時における預貯金口座に関する情報の提供

◆相続時預貯金口座照会とは

- 相続人（包括受遺者を含む）は、預金保険機構に対して（※1）、被相続人（亡くなられた方）を名義人とする全ての金融機関の預貯金口座（**被相続人が生前にマイナンバーを紐づけたものに限る**）の情報を求めることができます（被相続人の死後 10 年までの照会を対象）。
- 預金保険機構は、お申込み時にご提示いただいた情報に基づき、各金融機関に照会した結果を「相続時照会結果通知書」にまとめ、相続人又は当該相続人の代理人等（以下「相続人等」という。）あてに郵送により通知します。
- 被相続人の本人確認情報については、必ず相続人確認資料の記載どおりに申込書に記入してください。
- 相続人確認資料に記載されている被相続人の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）をもとに、預金保険機構が住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）で被相続人のマイナンバーを取得するところ、誤って他人のマイナンバーを取得することがないように厳格な一致確認を行う結果として、被相続人の本人特定事項の記載が正しい（住基ネットの情報と一致している）場合でも、被相続人のマイナンバーを取得できない事象が確認されております。この点にご留意いただいたうえで、相続時照会のお申込みをお願いいたします（お申込み受付後は、預貯金口座に付番されていないなどの理由により、金融機関から該当口座がない旨の結果通知を受けた場合を含め、原則として手数料をお返しすることはできません（※2））。

（※1）預金保険機構は、お申込みの受付事務を金融機関に委託しています。

（※2）預金保険機構において被相続人のマイナンバーを確認できず、口座管理法第8条第5項に基づく通知ができない場合には、委託先の金融機関を通じて手数料をお返しします（振込による返金の場合、実費（振込手数料相当額）が差し引かれることがございます）。

◆お手続きの流れ

お申込みから照会結果の通知まで 1 か月程度を要します。

1. お申込み	◆ 金融機関においてお申込みください。 ※お取引のない金融機関でもお申込みできます（預金保険機構の委託先に限ります）。 ※複数の被相続人の口座照会を希望する場合は、被相続人ごとのお申込みとなります。 ◆ 必要書類をご提出ください。 ※申込書及び個人情報の第三者提供に係る同意書は金融機関に所定様式がございます。 ※相続人確認資料は別紙をご参照の上ご用意ください。 ※相続人の本人確認書類は、参考資料をもとに金融機関へお尋ねください。 ※被相続人のマイナンバーは預金保険機構が住基ネットから取得するため、被相続人のマ
---------	---

	イナンバーのご提示は不要です。 ◆ お申込み受付後の取消し・訂正・変更等はできません。
2. 照会手数料	◆ お申込み 1 件につき 5,060 円（消費税込）です。 ※お申込み時に金融機関へお支払いください。 ※お申込み受付後は、原則として手数料をお返しすることはできません。 ※インボイスの発行をご希望される方はお支払い時にお申出ください。
3. 結果通知	◆ 申込書に記入された通知先（日本国内）あてに転送不要の簡易書留（圧着ハガキ）により通知します。転送不要扱いのため、お申込み後に転居された場合は転居先に転送されません（再度お申込みを行っていただく必要がございます）。 ※通知される口座情報は、金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号等です（口座の残高、被相続人のマイナンバーなどは含みません）。 ※通知内容によっては、通知書が 2 通以上となる場合があります。 ※金融機関の事情により、口座が存在しても、結果通知に記載されない場合（照会を行った期間内に確認対象先金融機関から結果の回答がない、確認対象先金融機関から代表口座のみの回答など）があります（通知の内容に関する照会は各金融機関に直接お問合せください）。 ※当該被相続人のマイナンバーの住基ネットからの取得に際し、例えば、戸籍の附票の除票の写しの住所表記と住民基本台帳の住所表記が異なるために突合できない、類似住所に同姓同名同一生年月日の者が居住しているためにマイナンバーの特定ができない等でマイナンバーの取得が困難な場合が発生する可能性があり、これらの場合には「お手続きを完了できなかった」旨の結果通知が郵送されます。 ※照会結果は、口座の存否や相続する口座を証明するものではありません。

◆個人情報の取扱い

お申込み時に金融機関を通じて預金保険機構へご提出いただいた個人情報並びに預金保険機構が住基ネット及び金融機関から取得した個人情報は、法律等に基づく方法で一定期間保管した後に抹消します。

◆お問合せ先

➤ 相続時口座照会制度及び口座管理法全般に関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 平日 9:30～20:00 / 土日祝 9:30～17:30

以上

◆お申込みに必要な資料

1. 相続時口座照会申込書（様式）

「記入見本」を参照し、誤りや漏れがないようご記入ください。

※情報をお調べするために必要な項目に記入漏れがある場合は、受付できません。

※ご記入内容が最新ではない場合や誤りがある場合は、マイナンバーが確認できず正しい照会結果が得られません。被相続人情報については、必ず3.（1）の書類の記載どおりに申込書に記入してください。

※お申込み受付後は、ご記入内容の訂正を行うことができません。

※照会ができるのは相続人等です。他の共同相続人の同意は不要です。

2. 個人情報の第三者提供に係る同意書（様式）

内容ご確認の上、ご記入ください。

3. 相続人確認資料

お申込者と被相続人のご関係の確認書類として、以下（1）及び（2）をご用意ください。

（1）被相続人がお亡くなりになられたことが確認できる書類（いずれか1点）

住民票の除票の写し、戸籍の附票の除票の写し（被相続人の本人特定事項の記載があるもの）、認証文付き法定相続情報一覧図の写し（被相続人の本人特定事項の記載があるもの）

（※1）

なお、上記書類のうち、住民票の除票の写しが、住基ネットの登録情報と最も一致している可能性が高い書類と考えられます。

（出典：デジタル庁ホームページ「よくある質問：預貯金口座付番制度について Q9-16」）

（2）相続人及び被相続人の身分関係が確認できる書類（イまたは該当する場合にはロ）

イ 被相続人の戸籍の謄本若しくは抄本又は認証文付き法定相続情報一覧図の写し（※1, 2）

ロ 包括受遺者の場合は、遺言書（公正証書遺言の場合又は法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用している場合を除き、家庭裁判所の検認済証明書も必要）

（※1）「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」の取得方法及び制度の詳細については、法務局のウェブサイトをご参照ください。

（※2）上記イの資料がご提示できない場合は、以下の書類をご提示ください。
調停調書、審判書等、ご照会者が相続権利者であることが分かるもの

1. 本人確認書類

以下（１）もしくは（２）のいずれか

（１）以下本人確認書類のうちいずれか１点のコピー

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）（おもて面のみ）
- ・運転免許証
- ・在留カード

（２）以下本人確認書類のうちいずれか２点のコピー

- ・住民基本台帳カード（顔写真付き、共通ロゴマーク・QRコード付きのものに限る）
- ・各種健康保険証（カード型）※2025年12月1日まで有効
- ・各種健康保険証（紙型）※2025年12月1日まで有効
- ・資格確認書
- ・パスポート（日本国発行のみ）（2020年2月3日以前に申請のもの）
- ・特別永住者証明書
- ・住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）

※住民票の写しは原本が必要です。

（注）本人名義かつ現住居の記載があり、発行日付・領収日付等が６か月以内のものに限ります。

2. 代理人等確認書類

代理人等の方がお申込み手続きをされる場合、お申込者（相続人）・代理人等自身の本人確認書類に加え、代理人等としてお申込みの任に当たっていることの確認のため、以下のいずれかをご用意ください。

【お申込者（相続人）が個人の場合】

- ・お申込者の同居の親族又は法定代理人であることを証明する資料
- ・お申込者が作成した委任状その他お申込者のためにお申込みの任に当たっていることを証する書面
- ・その他の理由によりお申込者のためにお申込みの任に当たっていることが明らかであること

【お申込者（相続人）が個人以外の場合】

- ・お申込者が作成した委任状その他お申込者のためにお申込みの任に当たっていることを証する書面
- ・代理人がお申込者を代表する役員として登記されていることを証する書面（履歴事項証明書）
- ・その他の理由によりお申込者のためにお申込みの任に当たっていることが明らかであること